

～負担限度額認定申請の際に必要な書類～

平成28年1月から、介護保険負担限度額認定の申請の際に申請書に個人番号（マイナンバー）の記入が必要になったことに伴い、下記の書類が必要になりましたので、ご準備をお願いします。

なお、被保険者ご本人様が申請する場合と、被保険者ご本人様以外（代理人）が申請する場合では必要書類が異なりますので、ご注意ください。

本人が申請書を提出する場合

☐①本人の個人番号（マイナンバー）を確認できる書類

→☐（1）本人の通知カード、個人番号カード など

☐②本人の身元を確認できる書類

→☐（1）（1点で確認できる書類）運転免許証、パスポート、個人番号カード など
（2）（2点で確認できる書類）介護保険被保険者証、公的医療保険の資格確認書、年金手帳 など

本人以外が申請書を提出する場合

☐①本人の個人番号（マイナンバー）を確認できる書類

→☐（1）本人の通知カード、個人番号カード など ※写しでも可

☐②窓口に来る者の身元を確認できる書類

→☐（1）（1点で確認できる書類）運転免許証、パスポート、個人番号カード など
（2）（2点で確認できる書類）介護保険被保険者証、公的医療保険の資格確認書、年金手帳 など

☐③委任状など代理権を確認できる書類（本人と同一世帯の者の場合には不要）

→☐（1）（任意代理人の場合）委任状 ※同封しました委任状をお使いください。
（2）（法定代理人の場合）登記事項証明書その他その資格を証明する書類

※③の代理権を確認できる書類については、本人と同一世帯に属する方が申請する場合には不要です。

※郵送で申請する場合は、①、②の書類の写しを添付してください。

※②に個人番号カードを使用する場合は、表面のみの写しを添付してください。

※諸事情により個人番号（マイナンバー）を記入することができない場合は、①の提出がなくとも申請の受付はいたします。